

◎新潟県告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成31年2月8日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

理事 新発田市佐々木1942番地 後藤 和巳

退任年月日 平成31年1月24日